

鹿児島市立病院感染性廃棄物収集運搬処分業務委託契約に関する仕様書

1 業務名

鹿児島市立病院感染性廃棄物収集運搬処分業務

2 感染性廃棄物集積所

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院の敷地内

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 業務の内容

発注者敷地内の感染性廃棄物集積所から、感染性廃棄物を収集運搬し、受注者の所有する焼却施設で焼却処理するもの。

5 法令の遵守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令並びに鹿児島市の条例、規則等に従い、業務を適正に処理すること。

6 業務の実施日

- (1) 日曜日及び発注者の認めた日を除く毎日（祝日等は業務を実施すること）
- (2) 年末年始の連休については、その途中発注者の指定する日を休みとする。

7 業務の実施時間

- (1) 1日に1回以上実施するものとする。
- (2) 午後1時から午後3時30分までの間に1回搬出するものとし、その時点において廃棄物の取り残しがないようにすること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、収集運搬が休みの日の前日は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までの2回搬出すること。

8 令和4年度業務量

なお、業務量は推定であり、実際の業務量はこれと異なる場合がある。

感染性廃棄物

(マニフェスト平均重量)

- (1) バイオハザード橙：50リットル袋（タンポール） 50,881袋（個）×5kg/袋（個）=254,405kg

(2) バイオハザード黄：50ℓ容器	4,642個	×8kg/個	= 37,136kg
(3) バイオハザード黄：20ℓ容器	1,243個	×5kg/個	= 6,215kg
(4) バイオハザード赤：20ℓ容器	726個	×5kg/個	= 3,630kg
(5) バイオハザード赤：3ℓ容器	4,570個	×3kg/個	= 13,710kg

9 感染性廃棄物専用容器の納入

- (1) 受注者は、感染性廃棄物（鋭利なもの、液状及び泥状のもの）の回収専用容器として容量50リットル、20リットル、3リットル程度の堅固な容器を納入し、感染性廃棄物が容易に飛散漏出などしないようにすること。
- (2) 50リットル（バイオハザード黄）容器の納入にあたっては、足ペダルで蓋を開閉することができる専用の容器スタンドを70個納入すること。※実際の数量はこれと異なる場合がある。
- (3) バイオハザード赤の3リットル容器の納入にあたっては、液状及び泥状の廃棄物が飛散漏出などしないよう密閉される容器を納入すること。
- (4) 当該容器は、感染性廃棄物を収納したまま焼却処理することから、焼却処理に適する材質により製造されたものであること。
- (5) 当該容器は、その感染性廃棄物の性状等を示すため、表面の見やすい箇所にバイオハザードマークを表示したものであること。
- (6) 前項のバイオハザードマークは次のとおり区分する。
 - ① 固形状のもの（血液の付着したガーゼ等） 橙色
 - ② 鋭利なもの（注射針等） 黄色
 - ③ 液状又は泥状のもの（血液など） 赤色
- (7) 当該容器の納入にあたっては、発注者の使用状況に応じて必要数量を適宜納入すること。なお、使用予定容器数は推定であり、実際の業務量はこれと異なる場合がある。

使用予定容器数	50ℓ	4,642個
	20ℓ	1,969個
	3ℓ	4,570個

※20ℓ容器について

バイオハザード赤：20ℓ容器は、バイオハザード黄：20ℓ容器に、発注者がバイオハザード赤のシールを貼るため、バイオハザード赤：20ℓ容器の納入は不要です。バイオハザード黄：20ℓ容器を1,969個納入で構いません。

10 収集運搬車両

- (1) 鹿児島市に、特別管理産業廃棄物収集運搬業務に使用する車両として登録している車両で、廃棄物の飛散及び落下等を防止するため必要な設備を施した車両により行うこと。

(2) 感染性廃棄物集積所の出入りにあたっては、発注者の各種業務のために出入りする車両に支障を与えないように配慮すること。

1 1 業務の中断

天変地異その他やむを得ない事由により、その日のうちに収集運搬処分業務の全部又は一部を実施できないときは、直ちに発注者に連絡し、その承諾を得なければならない。

1 2 業務報告

収集した感染性廃棄物の数量を集計して翌月 10 日までに発注者に報告すること。

1 3 その他

受注者は、衛生管理に注意し、針刺し事故等院内感染防止に努めるとともに、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体検査を受けさせ、この結果、陰性または低抗体価と評価された者にはワクチンを接種させること。